

2015年4月1日

千葉県内で活動する審判員の皆様へ

公益社団法人 千葉県サッカー協会第4種委員会
審判部長 並木克之

(通達) 千葉県大会におけるチーム帯同審判員の割当限定に関するきまり

先にお知らせしたこのきまりについて、文言や文章の一部に誤解を受けやすい部分があることがわかりましたので、改めて以下のように修正を加え通知します。このきまりの趣旨をご理解いただき、今後も県内少年少女の大会で、ご尽力いただけますようお願いいたします。

記

県大会帯同審判員の割当の限定

県大会にチーム帯同で参加する審判員は、次のきまりの適用を受ける。

- ①前年度もしくはその年度内に、審判を担当しようとする試合実施前日までに「実技による資格更新講習会」を受講した者とする。（レフリーズダイアリーの講習会受講記録欄に受講印が押されていること。）

ただし、実技講習会受講を申し込んでいたが、当日が雨天などで講義講習に切り替わった場合は、実技で更新したものと認める。その際は、レフリーズダイアリーの所定の欄に、講習会講師あるいは事務担当者のサインを受けることを必須とする。

- ②その年度内または前年度に取得（新規登録）した者については、原則、帯同審判員となることはできないが、次のように手続きをすることで認められる。【許可申請書はコチラ】

前年度の取得者は、チーム代表者が審判部長に許可申請を行い、審判部の協議を経て、決定する。年度内新規取得者については、各ブロックの審判部員（審判部長の指名する者）に認定を受けた者は認められる。（ダイアリーの受講印欄に認定担当審判部員の印またはサインを要す。）

*認定は、2試合以上の実技を以て判断されるものとする。

- ③カテゴリー審判員（審判委員会競技部から派遣割り当てを受けている審判員）については、原則として、審判部長への届出により、認められる。

*このきまりが適用される試合は、県大会につながるブロック予選も含まれる。